



ALLIANCEBERNSTEIN®

2018年4月26日  
投資信託説明書  
(交付目論見書)



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分変更型))	年1回	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	Aコース:あり(限定ヘッジ) Bコース:なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行う「A B新興国分散ファンドAコース(限定為替ヘッジ)」および「A B新興国分散ファンドBコース(為替ヘッジなし)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年4月10日に関東財務局長に提出しており、2018年4月26日にその届出の効力が生じております。

- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、受託会社にて保管されますが、信託法により、受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。また販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社にご請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。請求目論見書には信託約款全文を掲載しています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

■ 委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

**アライアンス・バーンスタイン株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第303号  
設立年月日:1996年10月28日 資本金:130百万円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:2,580,306百万円(2018年1月末現在)

■ 受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

**三井住友信託銀行株式会社**

■ ファンドの販売会社、基準価額等については、以下の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

電話番号 **03-5962-9687**(営業日の午前9時から午後5時まで)  
ホームページ **<http://www.alliancebernstein.co.jp>**  
アドレス

## 新興国投資へ『出発しんこう!』

新興国経済は、構造変化と個人消費の拡大を背景に、今後も高い成長が見込まれることから、新興国を有望な投資先と考えるお客様は多いと思います。

一方で、新興国株式は先進国株式と比べて相対的に値動きが大きいいため、投資に二の足を踏まれるお客様も多いのではないのでしょうか？

そこで、新興国債券などと組み合わせて資産配分を機動的に調整し、値動きを抑制しながら、新興国資産の成長を享受することを目指すことで、これまで投資を控えていたお客様へ新興国への投資機会をご提供できると考え、当ファンドを設定しました。

当ファンドが、皆さまの『中長期的な新興国投資のはじめの一步』としてお役に立てるよう、そして、皆さまの『中長期的な新興国投資の中核ファンド』となれるよう、運用に努めてまいります。

2018年4月

アライアンス・バーンスタイン株式会社



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 主要投資対象ファンド\*への投資を通じて、主として新興国の株式、公社債、通貨および派生商品等に機動的に資産配分を行います。

- \* ルクセンブルグ籍円建外国投資証券「AB SICAV I -エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラス S1シェアーズ(為替ヘッジなし)」または、「AB SICAV I -エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラス S1シェアーズ(限定為替ヘッジ)」を主要投資対象ファンドとします。
  - ・「アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド」にも投資を行います。
  - ・主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
  - ・短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### <主要投資対象ファンドの主な組入資産>

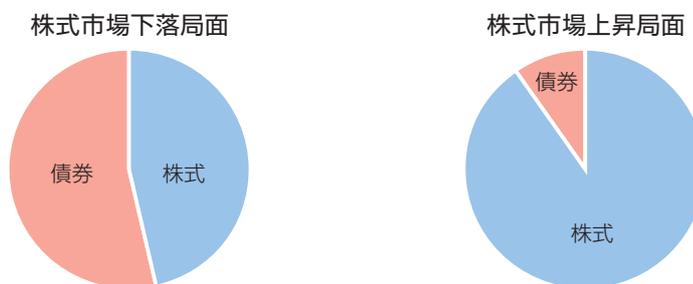
新興国国債	新興国社債
新興国株式	新興国通貨

※ただし、新興国以外の発行体でも、新興国の業績寄与が高い場合または主要な事業活動において新興国に高い比重を置いている場合は投資対象に含まれます。

### 2 主要投資対象ファンドにおいて組入資産を機動的に調整し、値動きを抑制しながら新興国経済の中長期的な成長を享受することを目指します。

- 新興国市場は、短期的には市場動向等に急激な変化が生じ、ボラティリティが高まる局面があります。そのような局面では、市場の変化に応じて、資産配分の比率を調整することにより、リスクを抑制します。

#### <ご参考：資産配分のイメージ>



※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

### 3 主要投資対象ファンドでの銘柄選択においては、利回りにも着目します。

- 株式、債券ともに、銘柄選択においては、キャッシュフロー分析、バリュエーション、安定性の評価などに加えて、利回りの高さにも着目します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 4 Aコース(限定為替ヘッジ)とBコース(為替ヘッジなし)の2つのファンドから選択いただけます。

### ■ Aコース(限定為替ヘッジ)

主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。

なお、主要投資対象ファンドが保有する米ドル建て以外の資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

### ■ Bコース(為替ヘッジなし)

原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※ Aコース(限定為替ヘッジ)とBコース(為替ヘッジなし)の間でスイッチング(乗換え)が可能です。

※ 販売会社によって、取扱いのファンドおよびスイッチングの取扱い等は異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

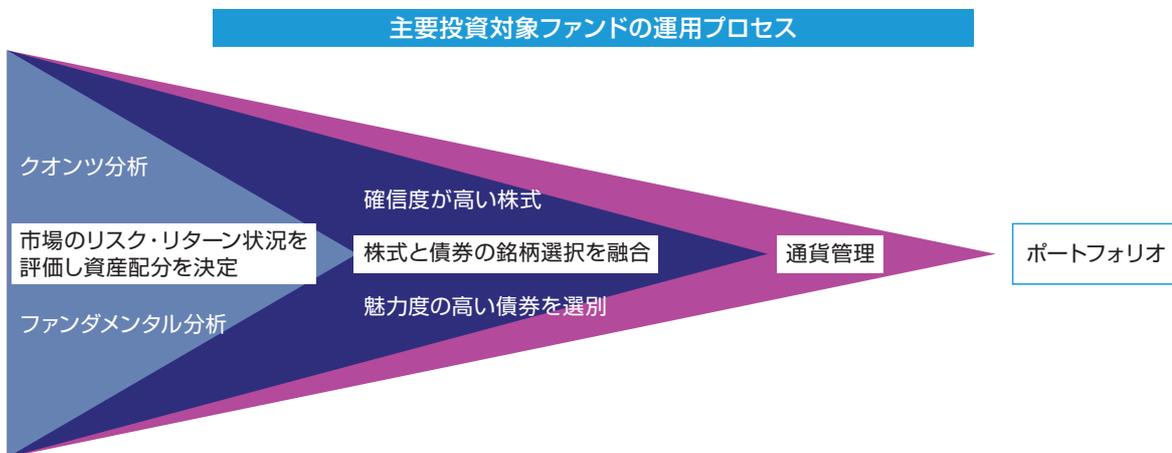
## 5 主要投資対象ファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。

■ アライアンス・バーンスタイン\*1はニューヨークをはじめ世界22カ国48都市に拠点を有し、総額約62.5兆円\*2(約5,545億米ドル)の資産を運用する世界有数の資産運用会社です。世界の機関投資家、富裕層、個人投資家に質の高い運用サービスを提供しています。

運用サービスには、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ等があり、それぞれのサービスに特化したチームが調査・運用を行います。(2017年12月末現在)

\*1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

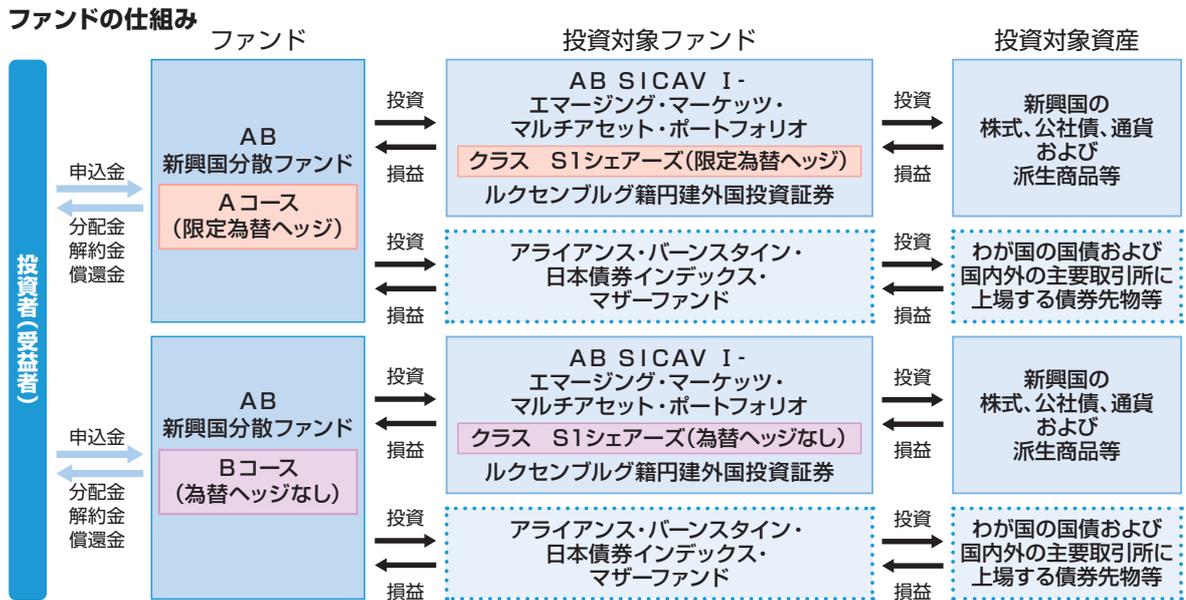
\*2 米ドル建て資産額の円建て表示の為替換算レートは1米ドル=112.650円(2017年12月29日のWMロイター)を用いています。



※上記の内容は、2017年12月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 6 ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



※ 取扱いファンド、収益分配金の受取方法およびスイッチングの取扱い等は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 分配方針

■ 原則として、毎決算時(毎年4月15日。休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき分配します。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

### (収益分配金に関する留意事項)

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合
- 外貨建資産への投資割合
- 株式への投資割合

投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。  
外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。  
株式への直接投資は行いません。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

# ファンドの目的・特色

## 追加的記載事項

ファンドの名称は、省略し記載することがあります。

ファンド名称	略 称
AB新興国分散ファンドAコース(限定為替ヘッジ)	AB新興国分散ファンドAコース、 Aコース、Aコース(限定為替ヘッジ)
AB新興国分散ファンドBコース(為替ヘッジなし)	AB新興国分散ファンドBコース、 Bコース、Bコース(為替ヘッジなし)

## 投資対象ファンドの概要

### AB SICAV I -エマージング・マーケット・マルチアセット・ポートフォリオ クラス S1 シェアーズ(限定為替ヘッジ)/クラス S1 シェアーズ(為替ヘッジなし)

形態	ルクセンブルグ籍円建外国投資証券
投資目的	ファンドは、トータル・リターンを最大化を目指します。
主要投資対象	新興国の株式、債券、通貨等
投資方針	<p>&lt;各クラス共通&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主として新興国*の発行体の発行する株式・債券へ機動的に資産配分を行い、投資目的の達成を目指します。</li> <li>ボラティリティ(価格の変動性)を抑制しつつ、トータル・リターンを最大化を目指します。</li> <li>投資対象資産(株式、債券、通貨)への投資配分比率に制限は設けませんが、いずれかの資産へ純資産総額の50%以上を投資する場合があります。</li> <li>金融デリバティブ商品(金利スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ等)への投資は、ヘッジ目的に限定しません。</li> </ul> <p>&lt;クラス S1シェアーズ(限定為替ヘッジ)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同程度程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。</li> </ul> <p>* 新興国：</p> <p>原則として、MSCI Emerging Markets Index、MSCI Emerging Markets Frontier Index、JP Morgan EMBI Global Index、JP Morgan Corporate Emerging Bond Indexの構成国および世界銀行が定義する“emerging markets or developing countries”を指します。</p> <p>ただし、新興国以外の発行体でも、新興国の業績寄与が高い場合または主要な事業活動において新興国に高い比重を置いている場合は投資対象に含まれます。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>流動性の低い資産への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。</li> <li>通常的环境下において、先進国の発行体の発行する資産への投資は、純資産総額の30%を上限とします。</li> <li>ファンドの借入総額は、純資産総額の10%を上限とします。</li> </ul>
決算日	毎年5月31日
分配方針	原則として、分配を行いません。
運用管理費用	純資産総額に対して年率0.81%(上限)
その他の費用	金融商品等の売買委託手数料/監査費用/法律関係の費用/外貨建資産の保管等に要する費用/信託財産に関する租税/信託事務の処理に要する諸費用 等
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エルピー

※上記は、2018年2月末現在、委託会社が知りえる情報に基づいて作成しておりますが、今後記載内容が変更になる場合があります。

### アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド

主要投資対象	わが国の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物
運用の基本方針	主としてわが国の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式への投資割合は、信託財産の10%以下とします。</li> <li>外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul>
決算日	原則として、毎年6月15日
信託報酬	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.02%
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社

# 投資リスク

当ファンドは、主として投資対象ファンドを通じて、値動きのある有価証券等に投資しますので、実質的に組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

## 基準価額の変動要因

### 資産配分リスク

複数資産への投資(資産配分)を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。当ファンドでは、新興国の株式、公社債、通貨および派生商品等に機動的に資産配分を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、当ファンドの基準価額がより大きく下落する可能性があります。

### 株価変動リスク

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で株価が変動し、損失を被るリスクがあります。

### 金利変動リスク

一般に債券価格は金利上昇時に下落、低下時に上昇し、変動リスクは長期債ほど大きくなります。

### 為替変動リスク

#### Aコース(限定為替ヘッジ)

主要投資対象ファンドにおいて、原則として主要投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。したがって、当該主要投資対象ファンドが保有する米ドル建て資産については、為替相場の変動による影響は限定的と考えられます(ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。)が、当該主要投資対象ファンドが保有する米ドル建て以外の資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。米ドルと円の金利差によっては、ヘッジコストが収益力を低下させる可能性があります。

#### Bコース(為替ヘッジなし)

原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

### 信用リスク

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

### カントリー・リスク

発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、リスクが高くなります。

### 派生商品リスク

各種派生商品(先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等)の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、損失を被るリスクがあります。

### 流動性リスク

市場規模や取引量が限られる場合などに、機動的に金融商品等の取引ができない可能性があり、結果として損失を被るリスクがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

# 投資リスク

---

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクの管理体制

- 運用ガイドラインの遵守状況の監視  
運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。
- パフォーマンスの検証  
ファンドのパフォーマンス分析結果は投信戦略委員会に定期的に報告され、運用状況の検証が行われます。

## <参考情報>

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

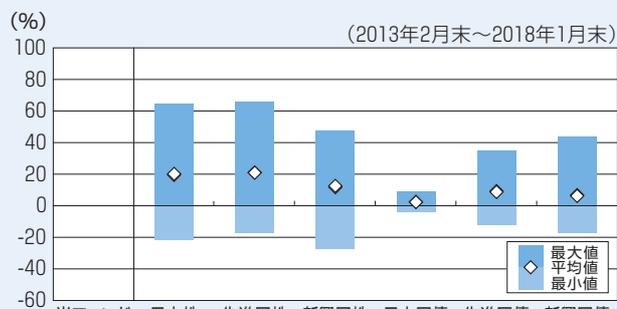
### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Aコース(限定為替ヘッジ)

Bコース(為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

※当ファンドは2018年4月27日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。



当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	65.0%	65.7%	9.3%	34.9%	43.7%
最小値	—	-22.0%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%
平均値	—	20.2%	20.9%	2.3%	8.7%	6.2%

※上記グラフは、代表的な資産クラスについて、2013年2月～2018年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。当ファンドの騰落率は設定前のため記載していません。

### 各資産クラスの指数

日本株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- ◆ TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- ◆ MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- ◆ MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- ◆ NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ◆ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ◆ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

## ファンドの運用実績

※当ファンドは、2018年4月27日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。  
※ファンドの運用実績については、委託会社のホームページにおいても適宜開示する予定です。

### ■基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### ■分配の推移

該当事項はありません。

### ■主要な資産の状況

該当事項はありません。

### ■年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします(当初元本1口=1円)。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初自己設定：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
スイッチング	AコースとBコースとの間でスイッチング(乗換え)ができます。 ※販売会社によって、取扱いのファンドおよびスイッチングの取扱い等は異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	原則、午後3時まで、販売会社が受け付けを完了したものを当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	当初自己設定：2018年4月26日を申込期間とします。 継続申込期間：2018年4月27日から2019年7月11日までとします。 ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日においては、購入・換金のお申込みはできません。 ・ニューヨーク証券取引所またはルクセンブルグの銀行の休業日 ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申込みを取消すことがあります。
信託期間	2023年4月14日まで(信託設定日：2018年4月27日)
繰上償還	次のいずれかの場合は、信託を終了(繰上償還)する場合があります。 ・AコースとBコースの受益権口数の合計が30億口を下回ったとき ・受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則、4月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則、年1回の毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	Aコース、Bコース 各5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額と購入口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める購入時手数料率(3.24%(税抜3.00%)を上限とします。)を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	純資産総額に対して年率0.891%(税抜0.825%) 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 <配分(税抜) および役務の内容>									
		<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.05%</td> <td>委託した資金の運用、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.75%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.025%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table>	委託会社	年率0.05%	委託した資金の運用、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.75%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	年率0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	委託会社	年率0.05%	委託した資金の運用、基準価額の算出等の対価								
販売会社	年率0.75%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価									
受託会社	年率0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価									
	*ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。										
	投資対象ファンド	年率0.81%(上限)									
	実質的な負担	純資産総額に対して年率1.701%(税抜1.635%)(上限)									
その他の費用・手数料	金融商品等の売買委託手数料/信託財産に関する租税/信託事務の処理に要する諸費用等 <small>*投資者の皆様の保有期間中その都度がかかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。</small> 監査費用/法定書類関係費用/受益権の管理事務に係る費用等 <small>*純資産総額に対して年0.1%(税込)の率を上限として、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります。かかる諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。</small> <主な役務の内容> 金融商品等の売買委託手数料:組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料 監査費用:監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 法定書類関係費用:印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・交付および届出に係る費用										

\*ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

\*復興特別所得税を含みます。

\*上記は、2018年1月末現在のものです。

\*少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\*法人の場合は上記とは異なります。

\*税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。